

# 第9回山陽小野田市都市計画審議会議案

と き 平成24年2月23日(木)午前10時

ところ 山陽小野田市役所第二委員会室

議案第1号

山 都 第L1004-70号  
平成24年(2012年)2月23日

山陽小野田市都市計画審議会  
会 長 中 西 弘 様

山陽小野田市長 白 井 博 文

小野田都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針並びに山陽都市計画  
都市計画区域の整備、開発および保全の方針の変更について（諮問）

下記のとおり都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を変更することについて、山陽小野田市都市計画審議会条例（平成17年山陽小野田市条例第153号）第2条第1項第2号の規定により、貴会の意見を求めます。

記

小野田都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針並びに山陽都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更（山口県決定）

小野田都市計画及び山陽都市計画を山陽小野田都市計画に改め、都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を次のとおり変更する。

議案集別冊「山陽小野田都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」

## 理 由

小野田都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針並びに山陽都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針は、都市計画法第6条の2の規定により、長期的な視点に立った都市の将来像を明確にし、その実現に向けて大きな道筋を明らかにするために、平成16年に都市計画決定されています。

この度、都市計画区域の変更への対応、市町村合併の進展や人口減少、少子高齢化の社会情勢の変化に応じた集約型の都市づくりの実現及び都市防災の取組の推進を図るため、当該都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を変更し、山陽小野田都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針としようとするものです。

議案第2号

山 都 第L1004-71号  
平成24年(2012年)2月23日

山陽小野田市都市計画審議会  
会 長 中 西 弘 様

山陽小野田市長 白 井 博 文

山陽小野田都市計画特定用途制限地域の決定について（諮問）

下記のとおり都市計画特定用途制限地域を決定することについて、都市計画法(昭和43年法律第100号)第19条第1項の規定により、貴会の意見を求めます。

記

山陽小野田都市計画特定用途制限地域の決定（山陽小野田市決定）

都市計画特定用途制限地域を次のように決定する。

種 別	面 積	制限すべき特定の建築物等の用途の概要	備 考
特定用途制限地域	約 10,358 ha	床面積 1,500 m <sup>2</sup> を超える大規模店舗及び飲食店	

「位置及び区域は計画図表示のとおり」

## 理 由

本市の都市計画の総合的な指針となる「山陽小野田市都市計画マスタープラン」に基づき、用途地域の指定のない区域において、良好な環境の形成又は保持を図るため、周辺の公共施設に著しく大きな負担を発生させる特定の用途の建築物の立地を規制しようとするものです。

議案第3号

山 都 第L1004-72号  
平成24年(2012年)2月23日

山陽小野田市都市計画審議会  
会 長 中 西 弘 様

山陽小野田市長 白 井 博 文

### 小野田都市計画防火の施設の変更について（諮問）

下記のとおり都市計画防火の施設を変更することについて、都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する第19条第1項の規定により、貴会の意見を求めます。

記

小野田都市計画防火の施設の変更（山陽小野田市決定）

小野田都市計画防火の施設中 1 第 1 号水槽ほか 8 水槽を廃止する。

名 称		位 置	備 考
番号	施 設 名		
1	第 1 号水槽	小野田市北中川町	防火水槽 4 0 m <sup>3</sup>
2	第 2 号水槽	小野田市中川町	防火水槽 4 0 m <sup>3</sup>
3	第 3 号水槽	小野田市セメント町三丁目	防火水槽 4 0 m <sup>3</sup>
4	第 4 号水槽	小野田市公園通	防火水槽 4 0 m <sup>3</sup>
5	第 5 号水槽	小野田市稲荷町	防火水槽 4 0 m <sup>3</sup>
6	第 6 号水槽	小野田市日之出町	防火水槽 4 0 m <sup>3</sup>
7	第 7 号水槽	小野田市沖中川町	防火水槽 4 0 m <sup>3</sup>
8	第 8 号水槽	小野田市東公園通	防火水槽 4 0 m <sup>3</sup>
9	第 9 号水槽	小野田市西之浜町	防火水槽 4 0 m <sup>3</sup>

## 理 由

小野田都市計画防火の施設は、昭和 27 年度に 5 施設、昭和 28 年度に 4 施設の計 9 施設の防火水槽を都市計画決定し、そのうち 6 施設が整備済みとなっています。

本市における消防水利については、山陽小野田市消防本部が消防法の基準に基づく消防水利の整備計画を策定し、整備を進めてきた結果、現在では、都市計画決定された防火水槽の周辺にこれらの防火水槽に代わる防火水槽や消火栓が整備済みの状況です。

つきましては、代替となる消防水利が整備され、当初、都市計画決定した位置に防火水槽の必要性がなくなったことから、このたび小野田都市計画防火の施設を廃止しようとするものです。